

(仮称) ふじみ野市・三芳町環境センター整備・運営事業

実施方針

ふじみ野市

平成24年3月1日

目 次

第 1 特定事業の選定に関する事項	1
1 事業内容に関する事項	1
(1) 事業名称	1
(2) 公共施設等の管理者等の名称	1
(3) 事業の目的	1
(4) 事業の内容	1
(5) 法令等の遵守	7
2 特定事業の選定及び公表に関する事項	8
(1) 選定基準	8
(2) 選定方法	8
(3) 選定結果の公表	8
第 2 事業者の募集及び選定に関する事項	9
1 事業者の募集及び選定方法	9
2 事業者の募集及び選定の手順	9
(1) 事業者の募集・選定スケジュール（予定）	9
(2) 事業者の募集手続等	9
3 入札参加者の備えるべき参加資格要件	11
(1) 入札参加者の構成等	11
(2) 入札参加者の参加資格要件	11
(3) 入札参加者の構成員の制限	14
(4) 参加資格の確認	15
(5) S P C の設立に関する要件	15
4 審査及び選定に関する事項	15
(1) 広域ごみ処理施設整備・運営事業者選定審査委員会の設置及び審査方法	15
(2) 事業者の選定方法	15
(3) 著作権	17
(4) 特許権等	17
第 3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	18
1 基本的考え方	18
2 提供されるサービス水準・仕様	18
3 事業の実施状況のモニタリング	18
(1) モニタリングの実施	18
(2) モニタリングの基本的な考え方	18
4 事業期間終了時の措置	19

第4	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	20
1	施設の立地条件	20
	(1) 建設用地	20
	(2) 敷地面積	20
	(3) 土地利用規制	20
	(4) 施設の概要	20
2	施設などの設計要件など	20
第5	事業計画又は特定事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	21
第6	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	22
1	事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	22
2	本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	22
3	当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合	22
4	その他	22
第7	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	23
1	法制上及び税制上の支援に関する事項	23
2	財政上及び金融上の支援に関する事項	23
3	その他	23
第8	その他特定事業の実施に関し必要な事項	24
1	議会の議決	24
2	応募に伴う費用負担	24
3	実施方針に関する問合せ先	24
添付資料-1	事業スキーム図	25
添付資料-2	建設予定地位置図	26
添付資料-3	建設予定地平面図	27
添付資料-4	リスク分担表	28
別紙1	実施方針に対する質問・意見書	30

ふじみ野市（以下「本市」という。）は、（仮称）ふじみ野市・三芳町環境センター整備・運営事業（以下「本事業」という。）について、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に準じて、実施することとする。

この実施方針は、PFI法に準じて、特定事業の選定及び特定事業を実施する民間事業者の選定を行うに当たって、本事業の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）として定めるものである。

本実施方針で用いる用語を以下のとおり定義する。

- 本事業 : 熱回収施設、リサイクルセンター、計量施設、管理・啓発施設及び余熱利用施設の設計、建設及び運営並びに計画敷地内に存在するふじみ野市立老人福祉センター（施設名称「太陽の家」。）の解体・撤去について、民間事業者の創意工夫を活用することにより財政負担の縮減及び公共サービスの水準の向上等を期待する「（仮称）ふじみ野市・三芳町環境センター整備・運営事業」をいう。
- 熱回収施設 : 本市及び三芳町（以下、両市町を併せて「本市町」という。）より発生する可燃ごみ、併設するリサイクルセンターからの可燃残渣及び災害廃棄物を受け入れ、処理する施設をいう。
- リサイクルセンター : 本市町より発生する粗大ごみ、もやさないごみ、容器包装以外のプラスチック類、かん、ペットボトル、容器包装プラスチック類、びん、古紙類、有害ごみ等の資源ごみを受け入れ、処理を行うとともに、資源物を保管する施設をいう。
- 計量施設 : 熱回収施設及びリサイクルセンターへ搬入されるごみの計量を行う施設をいう。
- 管理・啓発施設 : 施設の管理・運営上の一般事務を行うとともに、来場者に向けた環境啓発を行う施設をいう。
- 余熱利用施設 : 熱回収施設より発生する熱エネルギーを活用した温浴機能を主体とし、子どもから高齢者まで幅広い利用者に対して、「ふれあい・交流・健康増進」の場を提供する施設をいう。
- 老人福祉センター : 計画敷地内にある老人福祉施設（施設名称「太陽の家」。）であり、解体・撤去する施設をいう。
- 本施設 : 熱回収施設、リサイクルセンター、計量施設、管理・啓発施設及び余熱利用施設からなる「（仮称）ふじみ野市・三芳町環境センター」をいう。
- DBO方式 : 設計（Design）、建設（Build）、運営（Operate）を民間事業者に一括して委ねる民活事業手法をいう。
- S P C : 落札者の構成員が株主として出資設立する本事業の運營業務を目的とする特別目的会社（Special-Purpose-Company）をいう。
- 事業者 : 本市と本事業の基本契約を締結する選定事業者をいう。落札者の構成員及びS P Cで構成される。
- 設計企業 : 事業者のうち本施設の設計を行う者をいう。
- 建設企業 : 事業者のうち本施設の建設を行う者をいう。
- 運営企業 : 事業者のうち本施設の運営を行う者をいう。

入札参加者	: 本事業の入札に参加する企業もしくは企業グループをいう。
構成員	: 入札参加者を構成する企業をいう。
代表企業	: 入札参加者を代表する企業をいう。SPCの最大出資者となる。
建設JV	: 本市と建設工事請負契約を締結する設計企業と建設企業による共同企業体をいう。なお、設計企業と建設企業が同一企業である場合は設立する必要はない。また、建設JVに設計企業を含めないことも認めるが、その場合は当該JVは設計業務を設計企業に発注しなければならない。
基本契約	: 事業者の本事業を一括で発注するために、本市と事業者で締結する契約をいう。
建設請負契約	: 本事業の設計及び建設の実施のために、基本契約に基づき、本市と建設JV等が締結する契約をいう。
運営委託契約	: 本事業の運営の実施のために、基本契約に基づき、本市とSPCが締結する契約をいう。
特定事業契約	: 基本契約、建設請負契約及び運営委託契約の3つの契約をまとめた総称をいう。
モニタリング	: 事業者が実施する設計・建設及び運営の実施状況についての本市の監視をいう。

第1 特定事業の選定に関する事項

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

(仮称) ふじみ野市・三芳町環境センター整備・運営事業

(2) 公共施設等の管理者等の名称

ふじみ野市長 高畑 博

(3) 事業の目的

本市町では、これまで3ヶ所（5施設）の清掃工場において焼却処理、再資源化、最終処分を実施してきたが、既存施設の中には設置から30年以上が経過した施設もあり、老朽化により著しく処理能力が低下している。

本事業は、このような諸問題を背景として、本市町のごみ処理を担う新たな施設として、(仮称) ふじみ野市・三芳町環境センター（以下「本施設」という。）の整備・運営並びに計画敷地内に存在するふじみ野市立老人福祉センター（施設名称「太陽の家」。以下「老人福祉センター」という。）の解体を行うことを目的とする。なお、本事業の事業実施主体は本市であり、三芳町は本市にごみ処理の事務委託を行う。

併せて、本事業において、本市が本施設の整備・運營業務を民間事業者に一括かつ長期的に委ねることにより、民間事業者が創意工夫をし、もって本施設に対する本市町の財政負担の縮減及び公共サービスの水準の向上を図ることを目的とする。

(4) 事業の内容

ア 事業方式

本事業は、DBO（Design（設計）－Build（建設）－Operate（運営））方式により実施する。

落札者の構成員及びSPC（落札者の構成員が株主として出資設立する特別目的会社）を選定事業者（以下「事業者」という。）として、本市の所有となる本施設の設計、建設及び運営に係る業務を一括して行うものとする。

イ 契約の形態

(ア) 本市は、事業者と、本事業について事業者が本施設の設計・建設及び運営を一括で発注するために、本事業に係る基本契約（以下「基本契約」という。）を締結する。

(イ) 本市は、基本契約に基づき、事業者のうち本施設の設計を行う者（以下「設計企業」という。）と本施設の建設を行う者（以下「建設企業」という。）による共同企業体等（以下「建設JV」という。）と本事業に係る建設工事請負契約（以下「建設請負契約」という。）

を締結する。なお、建設JVに設計企業を含めないことも認めるが、その場合は当該JVは、設計業務を設計企業に発注しなければならない。

(ウ) 本市は、基本契約に基づき、SPCと本事業に係る運営業務委託契約（以下「運営委託契約」という。）を締結する。

(エ) 基本契約、建設請負契約、運営委託契約（以上の3つの契約をまとめて、以下「特定事業契約」という。）の各々についての締結主体を「添付資料-1 事業スキーム図」に示す。

ウ 事業期間

事業期間は次のとおり予定する。

(ア) 特定事業契約の締結：平成25年3月

(イ) 施設整備期間

a 熱回収施設、リサイクルセンター、計量施設及び管理・啓発施設の設計、建設期間
平成25年4月から平成28年3月までの3年間

b 余熱利用施設の設計・建設期間
平成25年4月から平成26年5月までの間に実施すること。

c 老人福祉センターの解体・撤去期間
老人福祉センターの解体・撤去開始時期は、平成25年12月以降とする。事業者は、老人福祉センターの休止期間（6ヶ月間を標準とする。）が短縮されるよう、余熱利用施設の完成時期を考慮のうえ工事計画を提案し、当該施設の解体・撤去を行うこと。

(ウ) 運営期間：平成28年4月から平成43年3月までの15年間

余熱利用施設は、平成26年6月から平成43年3月までの16年10ヶ月を標準とする。なお、これ以前に運営を開始することも可とする。）

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	・・・	平成42年度	
熱回収施設の整備・運営	→		▶		▶	
リサイクルセンターの整備・運営	→		▶		▶	
計量棟及び管理・啓発施設の整備・運営	→		▶		▶	
余熱利用施設の整備・運営	→▶					▶
老人福祉センターの解体・撤去		→				

→ : 設計・建設 ▶ : 運営

エ 建設予定地の概要

(7) 建設予定地概要

項目	概要
建設予定地所在地	埼玉県ふじみ野市駒林字北伊佐島1093-3外 ※添付資料-2「建設予定地位置図」参照。
整備対象区域面積	約3.54ha ※添付資料-3「建設予定地平面図」を参照。

(4) 土地の使用等に関する事項

本市は、施設の整備期間中、本事業の用に供するため、事業者により本市が有する土地を無償で貸与する。

オ 計画施設の概要

(7) 新設する施設

施設名	内容
熱回収施設	<p>(1) 対象廃棄物 本市町から発生する、可燃ごみ、併設するリサイクルセンターからの可燃残渣</p> <p>(2) 炉形式 全連続式ストーカ炉</p> <p>(3) 処理能力 71t×2炉=142t/日 (うち災害廃棄物処理として10t/日を見込む。)</p> <p>(4) その他 高効率ごみ発電施設の要件を満たすこと</p>
リサイクルセンター	<p>(1) 破碎・選別系列 ア 対象廃棄物 【破碎・選別対象】 本市町から発生する、粗大ごみ、もやさないごみ、容器包装以外のプラスチック 【資源物選別対象】 本市町から発生する、かん類 イ 処理能力 21.0t/日(5h)</p> <p>(2) 積替系列 ア 対象廃棄物 本市町から発生する、ペットボトル、容器包装プラスチック イ 処理能力 12.6t/日</p> <p>(3) 保管系列</p>

施設名	内容
	ア 対象廃棄物 【直接保管】 本市町から発生する、有害ごみ、びん、古紙類 【処理後保管】 本市町から発生する、資源物、かん、粗大ごみ処理系列からの回収資源 イ 処理能力 7.9 t/日
計量施設	本施設への搬入ごみ及び搬出物（焼却主灰、焼却飛灰、資源物、処理不適物及び薬剤等）の計量を行う施設
管理・啓発施設	施設の管理・運営上の一般事務を行う施設及び来場者に向けた環境啓発を行う施設
余熱利用施設 ¹⁾	熱回収施設から発生する熱エネルギーを活用した温浴機能を主体とし、子どもから高齢者まで幅広い利用者に対して、「ふれあい・交流・健康増進」の場を提供する施設

(イ) 解体・撤去する施設

施設名	内容
老人福祉センター	(1) 建築構造 R C造 (2) 基礎構造 P C杭、コンクリート造 (3) 施設階数 地上2階、地下1階 (4) 敷地面積 2,994 m ² (5) 建築面積 1,060 m ² (6) 延床面積 1,436 m ²

カ 事業者が行う業務

事業者が行う業務の範囲は次のとおりとする。

(7) 設計業務

- a 本施設の設計
- b 測量・地質等の本市が提示する調査結果以外に必要となる事前調査
- c 本市の循環型社会形成推進交付金（以下「交付金」という。）申請支援
- d 生活環境影響調査の資料作成及び支援（関連機関・住民との協議・説明等を含む。）
- e 本市が行う許認可申請支援等
- f その他関連業務

(イ) 建設業務

- a 本施設の建設

¹⁾ 余熱利用施設について、本市は、基本的には既存の老人福祉センターが有する温浴機能及び交流機能等を代替する施設という位置づけではあるが、余熱利用施設は、年齢・性別問わず多くの人々が利用する施設として整備する観点から、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設として位置づけるものではない。

- b 付替道路の工事（市道574号）
- c 井水管工事
- d 防災調整池工事
- e その他関連業務（建設工事に係る許認可申請等）
- (ウ) 運営業務
 - a 受付管理業務
 - b 運転管理業務
 - c 維持管理業務
 - d 環境管理業務
 - e 情報管理業務
 - f 余熱利用施設の管理・運営業務（余熱利用施設への送迎バスの運行を含む。）
 - g 本施設の見学者対応支援
 - h その他関連業務（運営業務に係る許認可申請（関連機関との協議を含む。）等）
- (エ) 解体・撤去業務
 - a 老人福祉センターの解体・撤去
 - b その他関連業務（解体・撤去工事に伴う調査等）

なお、本市は、余熱利用施設を地方自治法第244条の規定による公の施設とし、SPCを地方自治法第244条の2第3項の規定による指定管理者として指定する予定である。

キ 本市が行う業務

本市が行う業務の範囲は次のとおりとする。

- (ア) 設計・建設に関する業務
 - a 用地の確保
 - b 住民同意の取得・住民対応（本市が行うべきもの）
 - c 生活環境影響調査
 - d 本施設の交付金申請手続き
 - e 施設設置届等の許認可申請
 - f 設計・施工監理
 - g その他これらを実施するうえで必要な業務
- (イ) 運営に関する業務
 - a 住民対応（本市が行うべきもの）
 - b 運営モニタリング
 - c 本施設への一般廃棄物の搬入
 - d 焼却主灰及び焼却飛灰の運搬、資源化並びに不燃残渣、搬入不適物及び処理不適物の運搬、処分

- e 資源ごみの運搬、資源化
- f 本施設の見学者対応
- g 管理・啓発施設の運営
- h その他これらを実施するうえで必要な業務
- (ウ) 老人福祉センターの解体・撤去に関する業務
 - a 住民対応（本市が行うべきもの）
 - b 解体工事監理
 - c 許認可申請手続き
 - d その他これらを実施するうえで必要な業務

ク 事業者の収入（本市からの支払い分）

本事業における事業者の収入は、以下の対価から構成される。

(ア) 本施設の整備及び老人福祉センターの解体・撤去に係る対価

本市は、本施設の設計業務及び建設業務（付替道路の工事及び井水管工事を含む）並びに老人福祉センターの解体・撤去業務に係る対価について、施設整備費として建設 J V に支払う。支払いは、基本的に出来高に応じて支払うものとする。

(イ) 熱回収施設及びリサイクルセンターの運營業務に係る対価

本市は、熱回収施設及びリサイクルセンターの運營業務に係る対価を、委託料として運営期間にわたって S P C に支払う。委託料は、一定範囲の物価変動があった場合に、年に 1 回改定することができるものとする。なお、委託料は、固定料金と変動料金（廃棄物搬入量に応じて変動）で構成されるものとする。

(ウ) 余熱利用施設の運營業務に係る対価

本市は、余熱利用施設の運營業務に係る対価を、委託料として運営期間にわたって S P C に支払う。委託料は、一定範囲の物価変動があった場合に、年に 1 回改定することができるものとする。なお、委託料は、固定料金と減免補填分²⁾で構成されるものとする。また、施設の利用料金については、事業者の収入とする。

(エ) 売電に係る対価

熱回収施設で発生する熱エネルギーについては、本施設内で有効利用を図るものとする。発電による電力は、まず本施設内で使用し、余剰の電力については、電気事業者への売電によって得られる代金の一部を事業者自らの収入とすることができる。

²⁾ 既存の老人福祉センターでは、本市居住の 60 才以上は利用料金が無料となる減免措置が実施されている。本市は新たに整備する余熱利用施設においても当該減免措置を継続する方針であるが、本市では、減免措置の補填分について、上限を設定して事業者に支払う予定である。なお、詳細については、入札説明書において示す。

(5) 法令等の遵守

本市及び事業者は本事業を実施するに当たり、P F I 法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等、必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

2 特定事業の選定及び公表に関する事項

(1) 選定基準

本事業をPFI法に準じて実施することにより、事業期間を通じた本市の財政負担の縮減を期待できる場合又は本市の財政負担が同一の水準にある場合において公共サービスの水準の向上を期待できる場合に、本事業を特定事業として選定する。

(2) 選定方法

本市の財政負担見込額の算定に当たっては、事業者からの税込その他の収入等の適切な調整を行い、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、これを現在価値に換算することにより評価を行う。公共サービスの水準については、できる限り定量的な評価を行うこととするが、定量化が困難な場合には客観性を確保したうえで定性的な評価を行う。

(3) 選定結果の公表

特定事業の選定を行ったときは、その判断の結果を評価の内容と併せ、速やかに公表する。また、特定事業の選定を行わないことにしたときも、同様に公表する。

第2 事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者の募集及び選定方法

本市は、本事業への参加を希望する事業者を広く公募し、透明性及び公平性の確保に十分留意して事業者を選定する。なお、事業者の選定は、価格及びその他の条件により選定を行う総合評価一般競争入札で行う予定である。

2 事業者の募集及び選定の手順

(1) 事業者の募集・選定スケジュール（予定）

本事業における事業者の募集・選定スケジュール（予定）は、次のとおりとする。

平成24年3月1日（木）	実施方針の公表
平成24年3月5日（月）～ 平成24年3月9日（金）	実施方針に対する質問・意見の受付
平成24年4月2日（月）	実施方針に対する質問・意見への回答
平成24年4月中旬	特定事業の選定・公表
平成24年4月下旬	入札公告、入札説明書等の公表
平成24年5月上旬	入札説明書等に対する説明会及び現地見学会
平成24年5月下旬～ 平成24年6月上旬	入札説明書等に関する第一回質問受付
平成24年6月下旬	入札説明書等に関する第一回質問回答の公表
平成24年7月上旬	参加表明書、資格審査申請書類受付
平成24年7月中旬	資格審査結果の通知、提案書概要版の提出
平成24年7月下旬	提案書概要版に関するヒアリングの実施
平成24年8月上旬～ 平成24年8月中旬	入札説明書等に関する第二回質問受付
平成24年9月上旬	入札説明書等に関する第二回質問回答の公表
平成24年10月上旬	入札及び提案書の受付
平成24年12月中旬	落札者の決定及び公表
平成25年1月下旬	仮契約締結
平成25年2月上旬	客観的評価の公表
平成25年3月上旬	特定事業契約締結

(2) 事業者の募集手続等

ア 実施方針の公表

実施方針を、平成24年3月1日（木）に公表する。

イ 実施方針に関する質問・意見の受付

実施方針に関する質問・意見を次のとおり受け付ける。

(ア) 受付期間

平成24年3月5日（月）から平成24年3月9日（金）午後5時まで

(イ) 提出方法

質問・意見は、別紙1（Microsoft Excel 形式）に記入の上、ふじみ野市市民生活部広域ごみ処理施設建設室に、電子メールにて提出することとする。また、提出者は電話による着信確認を行うこと。

電子メール koikigomi@city.fujimino.saitama.jp

電話 049-262-9027

ウ 実施方針に関する質問・意見への回答

質問・意見に対する回答は、平成24年4月2日（月）から、本市の公式ホームページにおいて公表する。ただし、提出者名は公表しない。

エ 特定事業の選定・公表

実施方針に関する意見等を踏まえ、PFI法に準じて実施することが適切であると認められる場合、本事業を特定事業として選定し、平成24年4月中旬に公表する。

オ 入札公告、入札説明書等の公表

本市は、平成24年4月下旬に入札公告を行い、入札説明書、要求水準書、特定事業契約書（案）、落札者決定基準及び様式集を公表する。

カ 入札説明書等の公表以降について

入札説明書等の公表以降の手続きについては、入札説明書において示す。

キ その他

入札説明書等公表後、本事業に関する理解度を確認する観点から、本市は、資格審査の確認を認められた入札参加者に対して、提案書概要版の提出を求め、ヒアリングを実施する予定である。

なお、提案書概要版は、配置平面図や工程表等の簡易的な内容を予定している。詳細については、入札説明書において示す。

3 入札参加者の備えるべき参加資格要件

(1) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は次のとおりとする。

ア 入札参加者は、設計企業、建設企業及び本施設の運営を行う者（以下「運営企業」という。）を含む企業グループ（ある企業が複数の役割を兼任することは可能である。）により構成されるものとする。入札参加者を構成する企業数の上限は任意とする。入札参加者は、入札参加者を代表し、本市との交渉窓口となる企業1社を「代表企業」として定める。

イ 参加表明書提出以降、入札参加者の構成員の変更は原則として認めない。ただし、代表企業以外の構成員について、やむを得ない事情が生じた場合は、本市と協議を行う。

ウ 入札参加者の構成員（参加表明書提出以降、本市がやむを得ない事情と認めた場合に入札参加者から脱退した構成員を含む）は、他の入札参加者の構成員及び事業者から直接の工事請負者又は業務受託者になることはできない。

(2) 入札参加者の参加資格要件

入札参加者の構成員は、次の参加資格要件を満たすものとする。

ア 本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。

イ 本事業を効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること。

ウ 構成員の役割に応じて、本市の平成23・24年度の入札参加資格を有していること。役割別の入札参加資格は、次のとおりとする。

主たる業務を行う企業	登録業種
設計企業	建設コンサルタント又は建築関連コンサルタント
建設企業（建屋）	建築工事業
建設企業（プラント）	清掃施設工事業
運営企業	清掃施設工事業又は一般業務
その他企業	役割に合致したものであること

なお、本市の平成23・24年度の入札参加資格を有していない者で、入札に参加を希望する者にあっては、本入札に限り有効な入札参加資格審査を受けることができ、入札に参加

させることが適当であると認められた者にあつては、入札に参加することができる。
詳細については、入札説明書において示す。

エ 設計企業は、次の(ア)から(エ)の要件を全て満たしていること。なお、複数の企業が設計企業となる場合は、当該複数の企業で次の(ア)から(エ)の要件を全て満たすものとし、各々の企業は次の(ア)から(エ)のいずれかの要件を満たしていること。

(ア) 建屋の設計を実施する企業にあつては、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

(イ) 熱回収施設のプラントの設計を実施する企業にあつては、地方公共団体の一般廃棄物処理施設について、以下の要件を全て満たしたストーカ方式の設計実績を1件以上有すること。

a 平成12年4月以降に竣工した、全連続式ストーカ炉100t/日以上（50t/日以上×2炉）に関する設計実績

b 1炉1系列当たり90日連続安定稼動の実績

c ボイラータービン式の発電設備付きかつ2炉以上構成の実績

(ウ) リサイクルセンターのプラントの設計を実施する企業にあつては、地方公共団体の一般廃棄物処理施設について、破碎設備、磁力選別設備及びアルミ選別設備を有した施設の設計実績を1件以上有すること。

(エ) 余熱利用施設の設計を実施する企業にあつては、以下の要件を満たすこと。

平成13年4月以降に、元請けとして、延床面積1,600㎡以上の公衆浴場（公衆浴場法第1条第1項で規定するもののうち、主に利用者の健康増進を目的としたものであること。）の新築の実設計実績を1件以上有すること。なお、スポーツ施設等に併設されるものについては、当該施設全体の延床面積が1,600㎡以上であれば実績として認める。

オ 建設企業は、次の(ア)から(エ)の要件を全て満たしていること。なお、複数の企業が建設企業となる場合は、当該複数の企業で次の(ア)から(エ)の要件を全て満たすものとし、各々の企業は次の(ア)から(エ)のいずれかの要件を満たしていること。

(ア) 建屋の建設を実施する企業にあつては、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建築一式工事につき特定建設業の許可を受け、建設業法に規定する建築一式工事に係る経営事項審査結果の総合評点が参加表明書の提出日において1,400点以上であること。

(イ) 熱回収施設のプラントの建設を実施する企業にあつては、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による清掃施設工事の特定建設業の許可を受け、建設業法に規定する清掃施設工事に係る経営事項審査結果の総合評点が参加表明書の提出日において991点以上であること。さらに、地方公共団体の一般廃棄物処理施設について以下

の要件を全て満たしたストーカ方式の建設実績を1件以上有すること。

- a 平成12年4月以降に竣工した全連続式ストーカ炉100t/日以上(50t/日以上×2炉)に関する建設実績
 - b 1炉1系列当たり90日連続安定稼働の実績
 - c ボイラータービン式の発電設備付きかつ2炉以上構成の実績
- (ウ) リサイクルセンターのプラントの建設を実施する企業にあっては、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による清掃施設工事の特定建設業の許可を受け、建設業法に規定する清掃施設工事に係る経営事項審査結果の総合評点が参加表明書の提出日において991点以上であること。さらに、地方公共団体の一般廃棄物処理施設について、破碎設備、磁力選別設備及びアルミ選別設備を有した施設の建設実績を有すること。
- (エ) 余熱利用施設の建設を実施する企業にあっては、建設業法に規定する建築一式工事に係る経営事項審査結果の総合評点が参加表明書の提出日において1,400点以上であること。

カ 運営企業のうち、熱回収施設及びリサイクルセンターの運営を行う企業は、次の(ア)から(ウ)の要件を全て満たしていること。なお、複数の企業が運営企業となる場合は、当該複数の企業で次の(ア)から(ウ)の要件を全て満たすものとし、各々の企業は次の(ア)と(イ)、又は(ア)と(ウ)の要件を満たしていること。

- (ア) 廃棄物中間処理施設の運転管理に直接起因し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者でないこと。
- (イ) 熱回収施設のプラントの運営を実施する企業にあっては、以下の要件を満たすこと。
 - a 地方公共団体の一般廃棄物処理施設について、全連続式ストーカ炉の運転実績を1件以上有すること。
 - b 廃棄物処理施設技術管理者と成りえる資格を有し、一般廃棄物を対象とした焼却施設の現場総括責任者としての経験を有する技術者を、本事業の現場総括責任者として運営開始後2年間以上配置できること。
なお、現場総括責任者を変更する場合は、本条件を有することを示したうえで本市の承諾を受けること。
- (ウ) リサイクルセンターのプラントの運営を実施する企業にあっては、地方公共団体の一般廃棄物処理施設について、破碎設備、磁力選別設備、アルミ選別設備を有した施設の運転実績を有すること。

キ 運営企業のうち、本施設の余熱利用施設の運営を行う者は、次の要件を満たすこと。

公衆浴場(公衆浴場法第1条第1項で規定するもののうち、主に利用者の健康増進を目的としたものであること。)について1年以上の運営実績を有していること。

(3) 入札参加者の構成員の制限

次に該当する者は、入札参加者の構成員となることはできない。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。

イ ふじみ野市建設工事等入札参加資格に関する規則第3条の規定に該当する者。

ウ 本市の指名停止措置を受けている者。

エ 法人でない者。

オ 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者。

カ 会社法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条の規定に基づく整理開始の申立て若しくは通告の事実がある者。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始、民事再生法（平成11年法律225号）に基づく再生手続開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てをし、又は申立てがなされている者及びこれらの手続中である者。

ク 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始命令がなされている者。

ケ 国税（消費税及び地方消費税並びに法人税）について未納がある者。また、参加資格確認日直前1年分の法人市民税（ふじみ野市内に営業所を有する場合等に限る。）について未納がある者。

コ 監督官庁の営業停止処分を受けている者。

サ ふじみ野市の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者。

シ 次に示す者と資本面及び人事面において関連がある者。

(7) 本市が設置する有識者などから構成される「広域ごみ処理施設整備・運営事業者選定審

査委員会」の委員及び委員が属する企業

(4) アドバイザリー業務委託受託者

パシフィックコンサルタンツ株式会社

※「資本面において関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。

(4) 参加資格の確認

参加資格の確認は、参加表明書の提出日とする。ただし、参加資格確認後、契約締結までの期間に、入札参加者の構成員が上記要件を欠くような事態が生じた場合には、当該入札参加者は失格とする。

(5) S P Cの設立に関する要件

ア 落札者は、仮契約締結までにS P Cをふじみ野市内に設立すること。

イ 落札者の全ての構成員は、S P Cに対して出資を行うものとし、それ以外による出資は認めない。また、代表企業が所有する議決権割合は、出資者間で最大となるものとする。

ウ 全ての出資者は、特定事業契約が終了するまでS P Cの株式を保有するものとし、本市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

4 審査及び選定に関する事項

(1) 広域ごみ処理施設整備・運営事業者選定審査委員会の設置及び審査方法

事業者提案の審査は、透明性及び公平性を確保することを目的として設置した有識者及び本市町の職員で構成される「広域ごみ処理施設整備・運営事業者選定審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において行う。

審査委員会は、提案内容の審査における評価項目の検討及び入札参加者から提出された提案書の審査を行う。審査に際しては、あらかじめ定めた落札者決定基準に基づいて提案書の審査を実施する。

(2) 事業者の選定方法

事業者の選定は、価格要素（入札価格）と非価格要素（設計、建設、運営等の提案内容及び事業計画の妥当性・確実性等）を総合的に評価することにより行う。

なお、本市は、審査委員会の審査に基づき、落札者を決定する。その総合評価方法などの詳

細は入札公告時に公表する落札者決定基準において示す。

事業者は以下の内容にて選定する。

ア 参加資格審査

本市は、入札参加者から提出される参加表明書及び参加資格審査申請書により、入札参加者が入札説明書に示す入札参加資格要件を全て満たしていることを確認する。入札参加資格要件を満たしていない場合は失格とする。

イ 入札書類審査

(ア) 入札価格の確認

本市は、入札書に記載された入札価格が、予定価格の範囲内であることを確認する。入札価格が予定価格を超えている入札書及び提案書類は無効とする。

(イ) 提案書類審査

a 提案内容の基礎審査

本市は、提案書類に記載された内容が、落札者決定基準書に示す基礎審査項目をすべて満たしていることを確認する。

b 提案内容の加点審査

審査委員会は、落札者決定基準に示す加点審査の方法に従い、提案書類の加点審査を行う。

(ウ) 優秀提案の選定

審査委員会は、加点審査を行った結果、価格要素と非価格要素の総合評価値が最も高い提案を優秀提案として選定する。総合評価値が最も高い提案が2以上ある場合、当該提案者にくじを引かせて優秀提案を選定する。

ウ 落札者の決定

本市は、審査委員会における優秀提案の選定結果をもとに、落札者を決定する。

エ 審査結果

審査結果は公表する。

オ 落札者を決定しない場合

本市は、事業者の募集、評価及び落札者の選定において、入札参加者がいない等の理由により、本事業を特定事業として実施することが適当でないと判断した場合には、落札者を決定せず、特定事業の選定を取り消すこととし、その旨を速やかに公表する。

(3) 著作権

入札参加者から提出される資料の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、本市は、本事業の範囲において公表する場合、その他本市が必要と認める場合には、入札参加者から提出される資料の内容を無償で使用できるものとする。また、契約に至らなかった入札参加者の提案については、本事業の公表の目的以外には使用しない。なお、提出を受けた書類は返却しない。

(4) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている工事材料、施工方法、運営方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った入札参加者が負うこととする。

第3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、本市と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供をめざすものである。この考え方に基づいて本市の考える本事業の設計・建設及び運営において発生するリスクの分類・分担を、添付資料-4「リスク分担表」に示す。なお、このリスク分類・分担は、今後、実施方針等の意見を踏まえ変更されることがある。

2 提供されるサービス水準・仕様

本事業における施設の設計・建設及び運営に関するサービス水準並びに仕様は、要求水準書において示す。

3 事業の実施状況のモニタリング

(1) モニタリングの実施

本市は、事業者が実施する施設の設計・建設及び運営の実施状況について、モニタリングを行い、特定事業契約で定められた性能基準、サービス水準を事業者が遵守していることを確認する。なお、モニタリングに必要な費用うち本市の人件費等については、原則として本市が負担するものとし、事業者はモニタリングに必要な全ての準備（書類の作成、報告、打合せへの出席等を含む）について事業者の負担において協力を行うものとする。

(2) モニタリングの基本的な考え方

モニタリングの実施時期と内容についての基本的な考え方は以下のとおりとする。

なお、モニタリング方法、内容等については、特定事業契約において定める。

ア 設計・建設段階

設計・建設段階において、本市は設計・工事監理を行い、建設JVによる業務が特定事業契約に基づき適切に履行されているか、また、設計内容及び工事内容が特定事業契約に定める要求水準等の条件を満たしているか、定期的及び随時に確認を行う。

確認の結果、設計内容及び工事内容が特定事業契約に定める要求水準等の条件を満たしていない等の場合、建設JVは必要な改善措置を行うものとする。

イ 運営段階

運営段階において、本市は、SPCによる運營業務について、業務の内容が特定事業契約に定める要求水準等の条件を満たしているか、定期的及び随時に確認を行う。また、SPCの経営状況、財務状況について定期的に報告を求め、確認を行う。

確認の結果、業務の成果が特定事業契約に定める要求水準等の条件を満たしていない等の場合は、SPCは必要な改善措置を行うものとし、本市は場合により一定のルールに基づく本市からのサービス対価の減額等の措置を行う。

4 事業期間終了時の措置

本市は、事業期間終了後も本施設を継続して利用する予定である。SPCは、事業期間終了時に本施設を本市の定める引継ぎ時における施設の要求水準を満足する状態で、本市に引継ぐものとする。

第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 施設の立地条件

(1) 建設用地

埼玉県ふじみ野市駒林字北伊佐島1093-3外

(2) 敷地面積

整備対象区域面積：約3.54ha

(3) 土地利用規制

ア	都市計画区域	市街化調整区域
イ	用途地域	なし
ウ	防火区域	なし
エ	高度地区	なし
オ	建ぺい率	60%
カ	容積率	200%
キ	緑被率	敷地面積×25%以上
ク	高さ制限	建築基準法による高さの制限
ケ	日陰制限	あり

(4) 施設の概要

「第1特定事業の選定に関する事項 1事業内容に関する事項(4)オ」を参照すること。

2 施設などの設計要件など

事業用地の周辺道路、敷地状況、地質、その他周辺概要などについては、入札説明書等で示すこととする。

第5 事業計画又は特定事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業計画又は特定事業契約の解釈について疑義が生じた場合、本市と事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、特定事業契約に定める具体的措置に従うものとする。

また、特定事業契約に関する紛争については、さいたま地方裁判所を合意による第一審の専属管轄裁判所とする。

第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

(1) 事業者の提供するサービスが、特定事業契約に定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、本市は、事業者に対して、改善勧告等の措置を行い、一定の期間を与えて事業者による改善の実施を求めるものとする。事業者が当該期間内に改善をすることができない場合は、本市は、特定事業契約に定める手続きに基づき特定事業契約を解除することができる。

(2) 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、特定事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、本市は、特定事業契約に定める手続きに基づき特定事業契約を解除することができる。

(3) (1)及び(2)により本市が特定事業契約を解除した場合、事業者は、本市に生じた損害を賠償しなければならない。

2 本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

(1) 本市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は、特定事業契約に定める手続きに基づき特定事業契約を解除することができる。

(2) (1)の規定により事業者が特定事業契約を解除した場合、本市は、事業者に生じた損害を賠償する。

3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他本市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、本市及び事業者は、事業継続の可否について協議する。一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面による通知をすることにより、本市及び事業者は、特定事業契約を解除することができる。

4 その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、特定事業契約に定める。

第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上及び税制上の支援に関する事項

現時点では、本事業に関して事業者への法制上及び税制上の優遇措置等は想定していない。

2 財政上及び金融上の支援に関する事項

現時点では、本事業に関して事業者への財政上及び金融上の支援等は想定していない。

3 その他

本市は、事業者に対し、補助及び出資等の支援は行わない。

第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決

本市は、債務負担行為の設定及び特定事業契約の締結に当たって、あらかじめ議会の議決を経るものとする。

また、本市は、特定事業契約と併せて、本事業に関する公の施設の設置条例の制定及び指定管理の指定に関する議案を議会に提出することを予定している。

2 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とする。

3 実施方針に関する問合せ先

本実施方針に関する問合せ先は、次のとおりとする。

〒356-8501

埼玉県ふじみ野市上福岡一丁目1番1号

ふじみ野市 市民生活部 広域ごみ処理施設建設室

電話 049-262-9027

FAX 049-263-6111

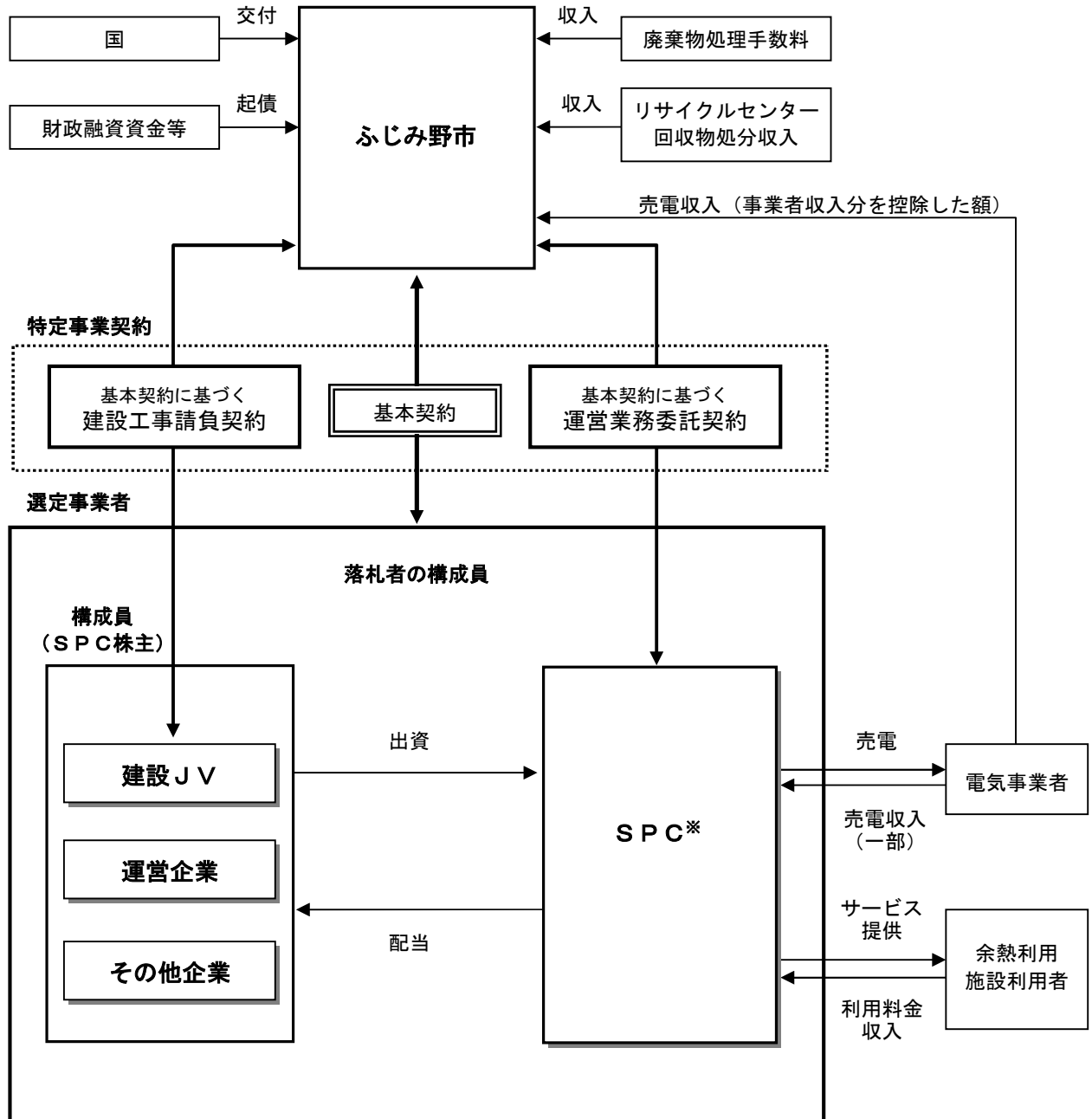
E-mail koikigomi@city.fujimino.saitama.jp

ホームページ

<http://www.city.fujimino.saitama.jp/life/environmen/dust/koiki/jigyo.html>

添付資料－１ 事業スキーム図

事業スキーム図



※余熱利用施設の運営に当たっては、本市はSPCを指定管理者として指定する予定である。

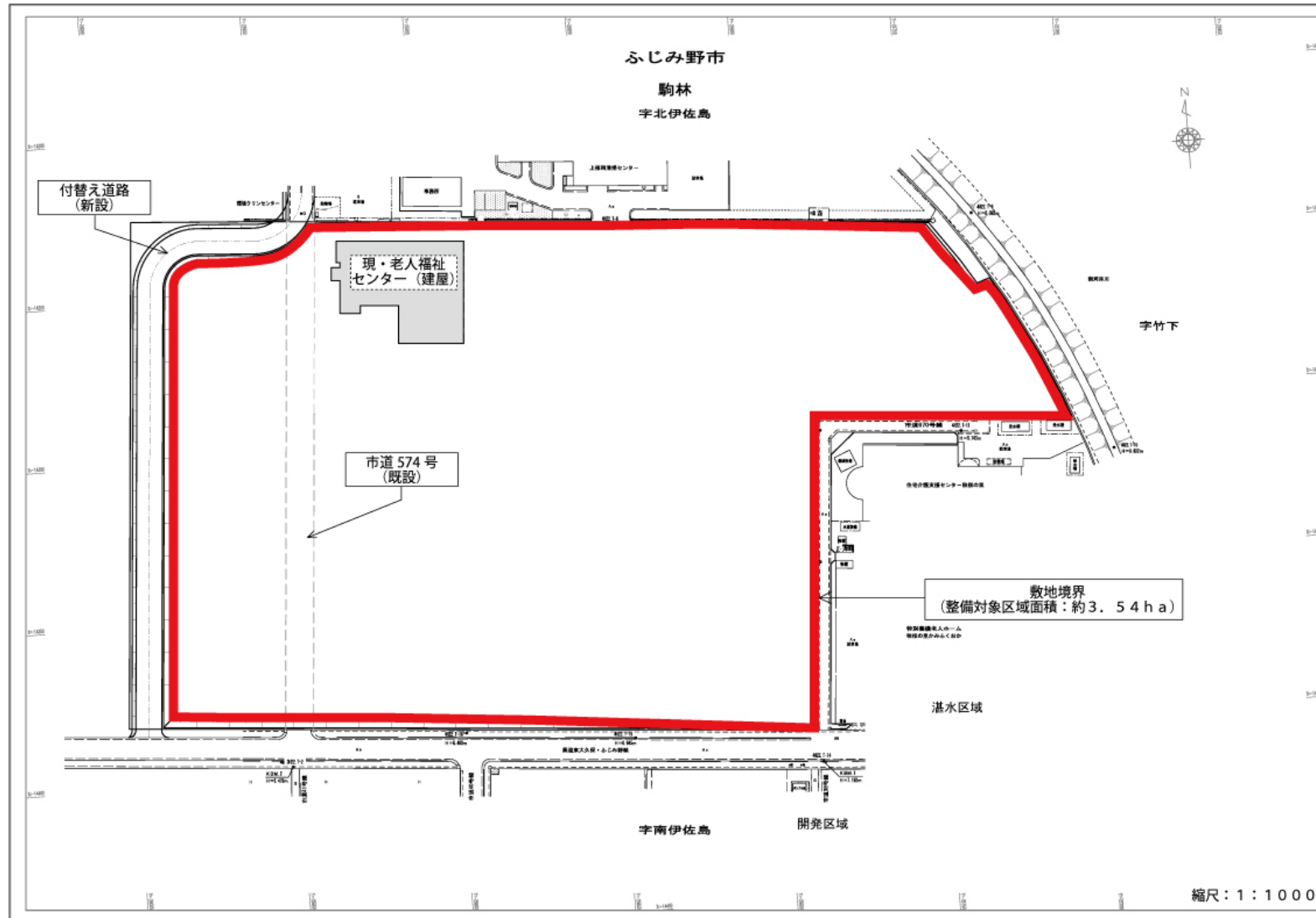
添付資料－2 建設予定地位置図

建設予定地位置図



添付資料－3 建設予定地平面図

建設予定地平面図



添付資料－４ リスク分担表

リスク分担表

○主分担、△従分担

	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			本市	事業者
共通	1 入札説明書リスク	入札説明書等の誤り、内容の変更に関するもの等	○	
	2 契約締結リスク	(1) 本市の事由により契約が結べない、契約締結が遅延する等	○	
		(2) 事業者の事由により契約が結べない、契約締結が遅延する等		○
	3 計画変更リスク	本市による事業の業務範囲の縮小、拡充等	○	
	4 用地確保リスク	事業用地の確保に関するもの	○	
	5 近隣対応リスク	(1) 本施設の設置に対する住民反対運動等に関するもの	○	
		(2) 上記以外のもの		○
	6 第三者賠償リスク	調査・建設・運営段階における騒音・振動・地盤沈下・臭気等に関するもの及び事業者の責めに帰すべき事由によるもの		○
	7 法令等の変更リスク	(1) 本事業に直接関係する法令等の新設・変更に関するもの	○	
		(2) 上記以外の法令の新設・変更に関するもの		○
	8 税制度変更リスク	(1) 本事業に直接関係する税制度の新設・変更に関するもの	○	
		(2) 上記以外の税制度の新設・変更（事業者の利益に課される税制度の変更等）に関するもの		○
	9 許認可遅延リスク	事業者が実施する許認可取得の遅延に関するもの		○
	10 応募コスト	応募費用に関するもの		○
	11 物価変動リスク	(1) 施設の供用開始前のインフレ・デフレ（施設整備費に相当する部分）		○
(2) 施設の供用開始後のインフレ・デフレ（運営費に相当する部分。ただし、一定範囲以内の物価変動については、事業者負担とする）		○	△	
12 事故の発生リスク	設計・建設・運営業務における事故の発生		○	
13 事業の中止・遅延に関するリスク	(1) 本市の指示、議会の不承認、本市の債務不履行によるもの	○		
	(2) 事業者の債務不履行、事業放棄、破綻によるもの		○	
14 不可抗力リスク	天災・暴動等の不可抗力による費用の増大、計画遅延・中止等（一定範囲以内の費用増大については、事業者負担とする）	○	△	
15 費用増大リスク	(1) 本市が指示する要求水準書の不備・変更による費用（施設整備費及び運営費）の増大	○		
	(2) 事業者が提案した費用（施設整備費及び運営費）について、事業者の提案内容の不備による費用の増大		○	

	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			本市	事業者
設計段階	1 設計変更リスク	(1) 本市が指示する要求水準書の不備・変更による設計変更による計画遅延に関するもの	○	
		(2) 事業者の提案内容の不備・変更による設計変更による計画遅延に関するもの		○
	2 測量・地質調査の誤りリスク	(1) 本市が実施した測量・地質調査部分に関するもの(調査のうち解析等結果等の、試験データ以外のは除く)	○	
		(2) 事業者が実施した測量・地質調査部分に関するもの		○
	3 建設着工遅延リスク	(1) 本市の指示、提示条件の不備・変更によるもの	○	
		(2) 上記以外の要因によるもの		○
建設段階	1 工事遅延リスク	(1) 本市が指示する要求水準書の不備、変更による工事遅延、未完工による施設の供用開始の遅延	○	
		(2) 上記以外の要因による工事遅延、未完工による施設の供用開始の遅延		○
	2 一般的損害リスク	工事目的物・材料・他関連工事に関して生じた損害		○
	3 性能リスク	要求水準の不適合(施工不良を含む)		○
運営段階	1 受入廃棄物の質の変動リスク	受入廃棄物の質に起因する運営費用の増大、事故等(要求水準書に示すごみ質の範囲内における質の変動は事業者負担とする)	○	△
	2 受入廃棄物の量の変動リスク	受入廃棄物の量の変動による運営費用の増大等	○	
	3 性能リスク	要求水準の不適合		○
	4 余熱利用施設の需要変動リスク	余熱利用施設の利用者数の増減、利用料収入の増減等		○
事業終了時	施設の性能確保リスク	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		○

※本リスク分担表は、主要なリスクについての官民リスク分担の基本的な考え方を示すものであり、リスク分担の詳細については、入札公告時に示す特定事業契約書(案)において示すものとする。

別紙 1 実施方針に対する質問・意見書

平成 24 年 月 日

ふじみ野市長 高畑 博 様

(仮称) ふじみ野市・三芳町環境センター整備・運営事業
 実施方針に関する質問・意見書

「(仮称) ふじみ野市・三芳町環境センター整備・運営事業」に関する実施方針について、次のとおり質問・意見がありますので提出します。

<質問・意見者>

会社名	
会社所在地	
担当者所属	
担当者氏名	
電話番号	
ファクシミリ	
E-mailアドレス	

(1) 実施方針への質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容
(例)	1	第1	1	(4)イ(イ)	契約の形態	
1						<p style="color: red; font-size: 1.2em;">別添のエクセルファイルに ご記入いただき提出してください。</p>
2						
3						

(2) 実施方針への意見

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	意見の内容
(例)	1	第1	1	(4)イ(イ)	契約の形態	
1						
2						
3						